

特集

就業が不可能な箇所へピンポイントで強制配転を行うJR東日本

～豊田運輸区組合員Aさんに行われた人間破壊の強制転勤の場合～

望まない駅への転勤で病気が再燃



③しかし、2023年5月13日、突如、6月1日付で駅への異動の話がされました。管理者は「サラリーマンなんだから」「それが無理なら自営業をやるしかない」とAさんに迫りました。

④その後、Aさんは駅での心身状態の異常がフラッシュバックし、「生きていける自信がない」と精神的に追い込まれ会社を休みました。

病気から回復し夢をもって業務に就く

①豊田運輸区の組合員Aさんは、駅での人間関係で心身に異常が発生し、駅での就業が困難となりました。産業医からは「環境・働き方を変えなくては」と話されました。

②その後、運輸区へ異動し、心身不調の相談・報告を行い、心身状態は回復へ向かいました。キャリアプランは「技術指導担当」および「車掌指導」と設定しました。



人間否定の恫喝によって病欠へ

⑦Aさんは、突然のことで駅時代の心身異常が発症しました。管理者は「また演技みたいにして！おかしいふりをするのはやめよう」「都合いいな」「私は異動の指示を受けて紙を渡すのが仕事」「何があっても事前通知を渡す」「なんだ！その態度は！」「都合がいいな！」と恫喝を行いました。



騙し討ちの事前通知

⑤5月29日、Aさんは「6月1日の異動はなくなった」と管理者から連絡を受け、そのことに安堵し、心身状態が安定し、6月3日に出勤しました。

⑥しかし、乗務途中に指令から連絡があり区に戻るよう指示がされ、区に戻ると管理者から異動の事前通知が手交されました。



JR東労組は、第42回定期大会で、豊田運輸区の人間破壊の強制転勤に対し「組織の総力を上げ、断固たたかっ」ていくこと、「異動発令を強行するの」であれば、社会的にも明らかにしてい「くこと」を確認してきました。

その結果、JR東日本八王子支社には、6月15日の発令日延伸をAさんに通知を行いました。しかし、Aさんは「白紙撤回」にならないことから、根本的な心身異常の原因が解決されていない状況です。JR東労組は「白紙撤回」に向け、連携する全ての仲間と共に闘いを継続します。

6月14日、病氣療養中のAさんの携帯電話に職場管理者から7回着信があり、Aさんは恐怖で電話に出ることができませんでした。留守電には「今から家に行きます」と入っており、それを聞いたAさんは恐怖で家を飛び出しました。その日の夕方、再度、留守電にメッセージがあり、会社が家に来ることはない安心し、帰宅したところ、会社が4名で自宅を訪問していた事がわかりました。それから、Aさんは「家の外で待ち構えていると思ってしまっ」と恐怖を感じ、症状がさらに悪化しました。

6月6日、Aさんは心身状態が悪化し、病院を受診したところ「適応障害」「三ヶ月間の休職」と診断されました。診断書には、過去に心身状態の異常を起した職場環境への異動の話が出たこと、当時の症状が再燃したこと、復職にあたっては、駅構内の業務への異動は避ける配慮を要することが記載され、以降、Aさんは病欠となっています。

常軌を逸した行動で症状がさらに悪化

会社の強制転勤により「適応障害」が発症

医師がダメと言った職種に転勤となったケース

豊田運輸区組合員Bさんは持病のため泊勤務が困難となり、医師の指導のもと日勤で乗務にあたり、事務職へ異動希望を出していましたが、しかし、「要員不足」を理由として急遽勤務が変更されるなど、配慮がされませんでした。組合役員から指摘も行いましたが、管理者の態度は変わらず、Bさんは持病が悪化し、2022年の年明けから病欠となりました。

診断書には「夜勤を含む不規則な勤務形態の継続は困難」「勤務形態の再考が必要」と記載されました。Bさんは約1週間の病欠後復帰しましたが「人間が壊れてしまう」と繰り返し述べていました。

その後、2022年4月、会社は医師の診断書を無視し、営業統括センター（駅で泊勤務）への異動の話を行い、抗議するBさんの声を聞き入れず事前通知を手交したため、Bさんは退職の道を選択しました。



「新たなジョブローテーション」で病欠となった組合員は11名 — 各地で発生する希望・適性・個別の事情等を無視した強制転勤 —

過去に病気になった職種へ転勤となったケース

大宮支社社員の組合員Cさんは、駅に配属されましたが、「苦情や文句を受けても」「先輩に券売機室や喫煙所に閉じ込められ恫喝や暴力を受けても」「異動希望を出しても」管理者に無視され、当時の車掌試験に受からない事も重なり、精神が異常となり半年間病欠となりました。

復帰後、車掌へ転出しましたが、在勤4年5カ月の2023年5月16日、希望しない営業職への異動が懲罰されました。抗議をするも何も変わらず、体調を崩し、乗務への不安を管理者に申告するも6月1日に駅に配属となりました。

駅に赴任後、改札に立った時に駅時代の事がフラッシュバックし、仕事の前日は眠れず、当日は頭痛と嘔吐が起き、駅での就業が出来ませんでした。Cさんは医師の診断を受けたところ「適応障害です」「1か月休んでください」「キッカケは異動で間違いない」と診断され、現在も病欠となっています。



豊田運輸区組合員への人間破壊の強制転勤の取り消しを求めた八地申第9号交渉

●5月13日の通告以降に体調を崩しているため、通告が原因で病氣となり診断書が出ていることや命にかかわることであるため個別具体的に回答すること。

第1回交渉

○個別具体的な議論は団体交渉では馴染まない。
○個別具体的な場合は簡易苦情処理会議で丁寧に話をしている。

6月14日



●5月13日がどのように支社に共有、報告されているのか。その時の受け止めはどのようなものか。
●個別事象を審議すると言えない根拠は何か。

第2回交渉

組合の主な主張

○(わかりづらい回答を繰り返し、具体論で回答しない)
○(異動の)発令は有効である。
○一旦休憩をはさみ、確認をさせて頂きたい。
○(1時間20分の休憩後)検討した結果、しっかり議論する準備を整えてきた。



会社の主な主張

JR東労組は、人間破壊の強制転勤の白紙撤回と施策(新たなジョブローテーション)の正常な運用を求めます！